キリトリ線

のりしろⒶ

〈山折り〉

料金受取人払

渋谷局承認

1630

差出有効期間
平成17年１月
31日まで

1 5 0 8 7 9 0

200

東京都渋谷区渋谷2-9-10　青山キングビル3F

社団法人　日本トライアスロン連合内
有限会社　トライ・エージェンシー
JTUトライアスリートガード係　行

のりしろⒷ　〈山折り〉

のりしろⒸ　〈山折り〉

Triathlon

〈山折り〉

差出人

〒

ご住所

お名前

Ⓑ（ⒷとⒷをのり付けしてください。）

Ⓒ（ⒸとⒸをのり付けしてください。）

〈山折り〉

Ⓐ（ⒶとⒶをのり付けしてください。）

キリトリ線

ご契約いただく補償内容

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が偶然な事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に死亡した場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	①保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき者の故意 ②被保険者の自殺・犯罪または闘争行為 ③自動車、バイク（原動機付自転車を含む）などの無資格・酒酔・麻薬等の影響下の運転 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤戦争・暴動等 ⑥むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ⑦被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑧被保険者の妊娠、出産、流産、早産または外科的手術その他の医療処置 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動…など。
	後遺障害保険金	偶然な事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に被保険者の身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	
	入院保険金	被保険者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日から180日以内に医師の治療を受け入院（自宅療養を含む）した場合。 ●入院：入院して平常の生活や学業・業務ができないこと。 ●自宅療養：自宅療養で入院に準じた状態。	入院日数1日につき、ご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日から180日以内の入院日数をお支払いの限度とします。	
	手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、その傷害の治療のために所定の手術を受けたとき。	入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いします。	
	通院保険金	被保険者が事故によって被ったケガにより、事故の日から180日以内に入院しないで医師の治療を受けて日常生活・学業・業務に支障がある場合。	通院日数1日につき、ご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日から180日以内の通院日数のうち、90日をお支払いの限度とします。	
	倍額補償プランにご加入の場合は、職業に従事していない間による事故の場合には、以上の保険金を2倍にしてお支払いします。			
個人賠償責任（国内外補償）		国内・国外を問わず、日常生活中において偶然な事故により被保険者が、他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負ったとき。 （注）本人の他、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子も被保険者になります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 （注）1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円が自己負担額となります。	①保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）の故意によって生じた賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波・戦争・暴動などに起因する賠償責任 ③職務遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任） ④同居の親族に対する賠償責任 ⑤航空機、船舶、自動車（原動機付自転車を含む）などの所有、使用、管理に起因する賠償責任…など。
キャンセル費用（国内外補償）		国内外における被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡またはケガあるいは病気による入院により、被保険者が予約していた特定のサービスの提供をうけられなくなり、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担した場合。	被保険者または、被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用の額から自己負担額1,000円または当該キャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間中を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。	①傷害①～⑤と同じ②妊娠、出産、早産または流産による入院③予約日・提供日の確認できないサービス、職務遂行（仕事上）に関係するサービス…など。
		特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限ります。①国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス②旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス③航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送④宴会、パーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス⑤運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供⑥演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行 注）死亡または入院の日からその日を含めて31日以内（被保険者の死亡の場合は死亡の日以降）に提供されるサービスについてキャンセル費用を負担した場合に限り保険金をお支払いします。この期間が開始する前または経過した後にサービスの全部または一部の提供をうけられる場合には、保険金をお支払いできません。ただし、旅行の場合には31日以内に旅行行程（旅行の目的をもって住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）を開始した場合には31日間を経過した後に旅行行程が終了する場合があっても保険金をお支払いします。		
救援者費用等（国内外補償）		被保険者に次の事由が生じたことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が費用を負担した場合。①国内・国外を問わず、搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合。②国内・国外を問わず、事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合。③ケガのため、事故の日から180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合。	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。①捜索救助費②現地への交通費（救援者2名までかつ1往復分）③現地および現地までの宿泊費（救援者2名分までかつ1名につき14日分限度）④現地からの移送費⑤諸雑費（20万円限度。ただし、国内の事故の場合は3万円限度。）	①傷害①～⑦と同じ②妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置③ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動④被保険者の生死が判明した後または、被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用…など。

重要な事項等のご説明

■お申し込みの際、ご注意いただくこと

1.保険契約加入依頼書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をなさる前に下記事項をぜひ確認してください。
（1）保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。
知っている事実を記入されなかったり、または事実と相違することを記入されたときは保険金をお支払いできないことがあります。特に職業・職務、年齢、他の傷害保険契約、過去における傷害保険金請求・受領の有無などにご注意ください。
（注）ここでいう「他の傷害保険」とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険などの傷害保険をいいます。
（2）ご契約の際、次の事実があったときは、保険契約は無効となります。
①保険契約に関し、保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取る　べき方（これらの方の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき。
②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、すでに事故またはその原因が　発生していたことを知っていたとき
2.死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額（ご契約金額）などの設定についてご注意いただくこと
ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額（ご契約金額）などのご契約金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
3.職業・職務あるいは年齢・健康状態等によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
4.年齢により、前年度と同じ条件でご契約を更改できない場合があります。

■ご契約後にご注意いただくこと

1.他の傷害保険契約についていのご注意
ご契約後、身体の傷害に対して保険金を支払う他の傷害保険契約を同一被保険者（保険の対象となる方）について結ぶとき、またはこれらの保険契約があることを知ったときは、ただちに取扱代理店またはAIU保険会社までご通知願います。他の保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお願いするものです。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
2.被保険者の職業・職務の変更についてのご注意
ご契約後、被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の職業または職務を変更するときは、ただちに弊社までご通知願います。この場合、追加保険料のお払込み、または保険金額を変更させていただくことがります。ご通知がないとき、または必要な追加保険料のお払込みがないときは、保険金を削減することがあります。
3.保険契約者の住所変更についてのご注意
ご契約後、保険契約者・被保険者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店またはAIU保険会社へご通知願います。

■保険料のお支払いと支払責任

保険料はご指定の金融機関口座より所定の払込期日に振替させていただきます。
1.保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）が振替不能となった場合には、いかなる事故による傷害および損害に対しても保険金をお支払いできません。
2.分割保険料の第2回目以降の保険料が2回連続して振替期日に振替不能となった場合は、最初の振替不能となった振込期日後の事故については保険金をお支払いできません。また、次回の保険料が払込日までに払われなかった場合は、保険契約が解除されます。

■保険契約の継続について

1.保険契約の満了日の3ヵ月前の日までに、JTUまたは保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されます。以後毎年同様とします。
2.継続契約の保険期間開始前に保険料率の改定があった場合、継続契約には改定された保険料率が適用されます。

■保険金をお支払いできない場合など

保険契約では保険金を受け取られる方の故意など、保険金をお支払いできない場合（免責事由）がございます。内容はご契約される保険の種類により異なります。「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。

■事故が起きた場合

1.万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理店またはAIU保険会社にご連絡ください。
2.30日以内にケガの状況や程度を書面でご通知ください。
3.被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。
4.正当な理由がなくご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

■財産の状況の変化による保険金等の削減

1.保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約返戻金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。
2.損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、ご案内の保険商品は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、その補償割合は90%です。従いまして、事故に関する保険金は約款で記載された金額の90%が支払われることになり、10%はご契約者様の負担となります。また、解約返礼金につきましては、原則として約款の規定に従って算出された金額の90%が支払われ、10%はご契約者様の負担となりますが、金利情勢等によっては支払いが90%に満たない場合もあります。

■募集団体
（社）日本トライアスロン連合
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷2-9-10　青山キングビル3F
TEL.03-5469-5401　FAX.03-5469-5403

■取扱代理店
（有）トライ・エージェンシー
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷2-9-10　青山キングビル3F
TEL.03-5469-5425　FAX.03-5469-5403

■引受保険会社
AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー
〒100-8234　東京都千代田区丸ノ内1-1-3

APJ-020

遂に登場

JTU公認 トライアスロン選手保険
JTUトライアスリートガード
トライアスリートのための保険

己の限界に挑戦し続ける
あなただからこそ、
必要な備えが
あります。

- ケガの**倍額補償**
- **最高１億円**の賠償
- **キャンセル費用**
- **救援者費用**

（社）日本トライアスロン連合　公認